

川 介 発 第 3 2 3 号

平成30年11月27日

各介護保険事業者 様

川口市福祉部介護保険課長（公印省略）

身体的拘束等の適正化に関する事業所運営について（依頼）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度、介護保険制度の運営基準等の改正に伴い、身体的拘束等の適正化に関する内容が変更・追加されました。

身体的拘束等については、利用者の尊厳や処遇に直接重大な影響を及ぼす恐れがあることから、その適正化を図るため、今回、居住系サービス及び施設系サービスに関し基準や指針の更なる整備等を行ったところです。

貴事業所におかれましては、改正後の基準等を既に明記・実施されていることとは存じますが、今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

※基準・指針等の記入漏れや、未実施の場合は減算の対象となりえることも考えられます。十分ご留意のほど、よろしくご願ひいたします。

記

【見直し後の基準】（以下、厚生労働省の資料より引用）

- | |
|--|
| 1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 |
| 2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 |
| 3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 |
| 4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 |

【身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容】

(以下、介護報酬改正点の解説の基準解釈通知より引用)

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
2. 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【従業者への研修について】

1. 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定事業所・施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うこと。
2. 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催すること。
3. 新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。
4. 研修の実施内容についても必ず記録すること。

以上に記載の項目及びその他指定基準等を再度ご確認ください適切なサービス提供、運営をしていただきますようお願いいたします。

川口市役所 介護保険課 事業者係
TEL:048-259-7293
FAX:048-252-3737